

## 理由説明書

本説明書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第9条第1項の規定に基づき農林水産大臣が平成24年2月27日付け23消安第5670号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）に対する開示請求者（以下「異議申立人」という。）からの異議申立てに関し、情報公開法第18条の規定に基づき情報公開・個人情報保護審査会に諮問するに当たり、原処分を維持することについての説明である。

原処分において、一部不開示とした理由及び原処分を維持する理由は、以下のとおりである。

## 1 原処分において一部不開示とした理由

- (1) 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委員会」という。）第16回の議事録及び録音記録については、当該会合が持ち回りでの開催であったことから、不存在のため不開示とした。
- (2) 小委員会第17回から第19回までの録音記録については、不存在のため不開示とした。
- (3) 小委員会第17回から第19回までの議事録のうち、議論の内容（発言委員名等を除く。）については、これらを公にすることにより、委員が議論の過程における一発言まで論難され、責任を問われることをおそれるあまり、本来、専門的・技術的な観点から活発になされるべき議論が十分になされなくなり、今後、小委員会を開催する際に、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、情報公開法第5条第5号及び第6号に掲げる情報に該当するので、不開示とした。
- (4) 小委員会の臨時委員及び専門委員の選任に関する起案文書のうち、臨時委員及び専門委員の年齢及び生年月日については、情報公開法第5条第1号本文に掲げる情報に該当するので、不開示とした。

## 2 小委員会第16回から第19回までの会合について

小委員会は農林水産省に設置されている食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会の下に置かれているものであり、小委員会の所掌事務は食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会運営内規（平成19年8月24日食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会決定）により、

- ① 牛豚等の疾病に係る専門的・技術的な事項を調査審議すること

② 牛豚等の疾病に係る専門的・技術的な助言を行うこととされている。

小委員会第16回から第19回までの4回の会合は、平成23年1月から7月までの間に、

ア 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）の一部改正

イ 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第12条の3第1項に規定する飼養衛生管理基準の改正

ウ 家伝法第13条の2第1項の規定による届出の対象となる症状についての検討

エ 家伝法第3条の2第1項に規定する特定家畜伝染病防疫指針の作成及び変更

等を議題として開催された（うち、第16回は持ち回りで開催）。

これら4回の会合については、その内容が、国が行う防疫対策等について議論がなされたものであり、「公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合」と考えられ、食料・農業・農村政策審議会議事規則（平成13年3月21日食料・農業・農村政策審議会決定）第3条第2項ただし書の理由に基づき、会長が非公開としたものである。

### 3 原処分を維持する理由

#### (1) 小委員会第16回の録音記録及び議事録について

開示請求のあった録音記録及び議事録が存在しないため、不開示とした。なお、小委員会第16回は持ち回りで開催されたため、録音対象自体が存在せず、また、議事録も作成されていない。

#### (2) 小委員会第17回から第19回までの録音記録について

開示請求のあった録音記録が存在しないため、不開示とした。

なお、小委員会第17回から第19回までにおいては、民間業者に速記業務を発注しているが、録音テープ又は録音音声を記録したCD-Rの納入は発注内容には含まれていない。また、本件異議申立てを受け、再度担当者への聞き取り等を行ったが、録音記録の存在は確認できなかった。

#### (3) 小委員会第17回から第19回までの議事録について

開示請求のあった文書は、小委員会第17回から第19回までにおける、上記2のイからエまでの事項等に関する農林水産省職員からの説明や、委員の率直かつ忌憚のない発言等が記載された文書である。

- ① 小委員会第17回及び第19回の議事録のうち、小委員会の小委員長の互選に関する記載部分について

当該部分には、小委員長の互選に当たって、候補となる委員に関する他の委員の発言等が記載されており、これを公にすることにより、各委員の他の委員個人に対する評価内容が知られることとなるため、今後、率直な意見交換ができなくなるなど、小委員会の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが極めて高い。したがって、当該部分は、情報公開法第5条第6号に掲げる情報に該当する。

- ② 小委員会第17回から第19回までの議事録のうち、飼養衛生管理基準の改正についての検討に関する記載部分について

当該部分には、家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準である飼養衛生管理基準の改正についての検討過程が記載されている。

飼養衛生管理基準は、少なくとも5年ごとに再検討を加えるものとされており（家伝法第12条の3第3項）、また、これを改正し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない（同条第4項）こととされている。このため、小委員会第17回から第19回までの議論の結果、改正された飼養衛生管理基準について、今後、再検討が行われることとなる。再検討の結果、これを改正する際には、当然、当該議論の内容を前提として小委員会において審議が行われることとなるため、意思決定が行われた後とはいえ、当該議論の内容を公にすることとなると、各委員が当時の発言について論難される可能性があり、外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があることから、今後、小委員会における同種の審議の際に、率直な意見の交換又は意思決定の中立性に不当な影響を与えるおそれが極めて高いと考えられる。したがって、当該記載部分は、情報公開法第5条第5号に掲げる情報に該当する。

また、飼養衛生管理基準については、家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準として家畜飼養者全般を対象とし、かつ、罰則を伴うものである。このことから、小委員会における個々の委員の詳細な発言内容を開示することとした場合、こうした家畜の所有者への影響が大きい事項について、どの委員がどのような発言をしたかが知られることとなるため、今後、委員が一発言にまで論難されることをおそれるがあまり、専門的・技術的な観点から活発な議論が十分になされなくなる可能性があることに加え、学識経験

者の協力を得られにくくなる可能性があるなど、小委員会の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが極めて高い。したがって、当該記載部分は、情報公開法第5条第6号に掲げる情報に該当する。

- ③ 小委員会第17回から第19回までの議事録のうち、家伝法第13条の2第1項の規定による届出の対象となる症状の検討に関する記載部分について

当該部分には、家伝法第13の2第1項において規定されている、農林水産大臣が家畜の種類ごとに指定する症状（以下「特定症状」という。）の内容についての検討過程が記載されている。

家畜が特定症状を呈していることを発見した所有者及び獣医師は、都道府県知事にその旨を届け出る義務を負う（家伝法第13条の2第1項）。当該届出が遅れた場合、殺処分等をした家畜の所有者には、当該家畜の評価額を基準として支払われる手当金の全部又は一部が交付されず、又はこれを返還させられることとなる（家伝法第58条）。このことから、小委員会における個々の委員の詳細な発言内容を開示することとした場合、こうした家畜の所有者への影響が大きい事項について、どの委員がどのような発言をしたかが知られることとなるため、今後、委員が一発言にまで論難されることをおそれるがあまり、専門的・技術的な観点から活発な議論が十分になされなくなる可能性があることに加え、学識経験者の協力を得られにくくなる可能性があるなど、委員会の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが極めて高い。したがって、当該記載部分は、情報公開法第5条第6号に掲げる情報に該当する。

- ④ 小委員会第17回から第19回までの議事録のうち、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「口蹄疫防疫指針」という。）の変更についての検討に関する記載部分について

当該部分には、口蹄疫防疫指針の変更についての検討過程が記載されている。

口蹄疫防疫指針は、少なくとも3年ごとに再検討を行うこととされており（家伝法第3条の2第6項）、また、これを改正し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない（同条第7項）こととされている。このため、小委員会第17回から第19回までの議論の結果、改正された口蹄疫防疫指針について、今後、再検討が行われることとなる。再検討の結果、これを改

正する際には、当然、当該議論の内容を前提として小委員会において審議が行われることとなるため、意思決定が行われた後とはいえ、当該議論の内容を公にすることとなると、各委員が当時の発言について論難される可能性があり、外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があることから、今後、小委員会における同種の審議の際に、率直な意見の交換又は意思決定の中立性に不当な影響を与えるおそれが極めて高いと考えられる。したがって、当該記載部分は、情報公開法第5条第5号に掲げる情報に該当する。

また、特定家畜伝染病防疫指針については、疾病発生時の防疫措置等を定めたものであり、当該内容を巡り、生産者団体等の利害関係者から多様な意見が寄せられた経緯があるなど、極めて注目度の高い事項である。したがって、小委員会における個々の委員の詳細な発言内容を開示することとした場合、こうした極めて注目度の高い事項について、どの委員がどのような発言をしたかが知られることとなるため、今後、委員が一発言にまで論難されることをおそれるがあまり、専門的・技術的な観点から活発な議論が十分になされなくなる可能性があることに加え、学識経験者の協力を得られにくくなる可能性があるなど、小委員会の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが極めて高い。このため、当該記載部分は、情報公開法第5条第6号に掲げる情報に該当する。

- ⑤ 小委員会第18回及び第19回の議事録のうち、牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月7日農林水産大臣公表）、牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月7日農林水産大臣公表）及びアフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月7日農林水産大臣公表）（以下「牛疫防疫指針等」という。）の変更についての検討に関する記載部分について

当該部分には、牛疫防疫指針等の変更についての検討過程が記載されている。

牛疫防疫指針等は、口蹄疫防疫指針と同じく、少なくとも3年ごとに再検討を行うこととされており（家伝法第3条の2第6項）、また、これを改正し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない（同条第7項）こととされている。このため、小委員会第18回及び第19回の議論の結果、改正された牛疫防疫指針等について、今後、再検討が行われることとなる。再検討の結果、これを改正する際には、当然、当該議論の内容を前提とし

て小委員会において審議が行われることとなるため、意思決定が行われた後とはいえ、当該議論の内容を公にすることとなると、各委員が当時の発言について論難される可能性があり、外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があることから、今後、小委員会における同種の審議の際に、率直な意見の交換又は意思決定の中立性に不当な影響を与えるおそれが極めて高いと考えられる。したがって、当該記載部分は、情報公開法第5条第5号に掲げる情報に該当する。

また、口蹄疫防疫指針と同じく、牛疫防疫指針等については、疾病発生時の防疫措置等を定めたものであり、当該内容を巡り、生産者団体等の利害関係者から多様な意見が寄せられた経緯があるなど、極めて注目度の高い事項である。したがって、小委員会における個々の委員の詳細な発言内容を開示することとした場合、こうした極めて注目度の高い事項について、どの委員がどのような発言をしたかが知られることとなるため、今後、委員が一発言にまで論難されることをおそれるがあまり、専門的・技術的な観点から活発な議論が十分になされなくなる可能性があることに加え、学識経験者の協力を得られにくくなる可能性があるなど、小委員会の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが極めて高い。このため、当該記載部分は、情報公開法第5条第6号に掲げる情報に該当する。

⑥ 小委員会第17回の議事録のうち、サンマリノ共和国の口蹄疫等清浄国認定に関する記載部分について

当該部分には、サンマリノ共和国の口蹄疫等清浄国としての認定に係る報告等が記載されている。

一般に、口蹄疫等清浄国として認定された場合、当該清浄国から偶蹄類の動物の肉等の輸入が開始されるなど、当該認定により影響を受ける者は非常に多数に上り、委員会に対する外部からの干渉等の影響も想定される。当該部分には、サンマリノ共和国の口蹄疫等清浄国認定に当たって、認定の可否の基礎となる情報や判断の過程が記載されているが、今後の他の国の清浄国認定に当たっても、同様の検討が行われることから、当該情報等を公にすることにより、清浄国認定の検討に係る今後の小委員会の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが極めて高い。したがって、当該記載部分は、情報公開法第5条第6号に掲げる情報に該当する。

⑦ 小括

以上の理由により、開示請求のあった小委員会第17回から第19回ま

での議事録（発言委員名等を除く。）については、情報公開法第5条第5号及び第6号に掲げる情報に該当することから、不開示とした。

なお、小委員会における大まかな議論の概要については、毎回、議事概要として取りまとめ、速やかに公表しているところである。

(4) 小委員会の臨時委員及び専門委員の選任に関する起案文書について

開示請求のあった文書は、小委員会の臨時委員及び専門委員の選任に当たっての農林水産省内での検討に用いた資料、発出する公文の案、食料・農業・農村政策審議会の臨時委員及び専門委員の任免予定者名簿等である。当該文書のうち、臨時委員及び専門委員の年齢及び生年月日については、情報公開法第5条第1号本文に掲げる情報に該当することから、不開示とした。

以上のことから、本開示請求に係る対象文書が存在している文書の一部開示、存在していないため不開示とした原処分は妥当であり、原処分を維持することが適当である。

4 その他の主張について

異議申立人のその他の主張は、いずれも上記3の判断を左右するものではない。